

令和8年3月25日

第33回村上市農業委員会会議録

第33回村上市農業委員会総会を令和8年3月25日午後3時00分村上農村環境改善センター大集会室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番	石	山	章	2 番	大	野	章
3 番	菅	原	隆雄	5 番	遠	山	和孝
6 番	遠	藤	俊樹	7 番	斎	藤	博
9 番	阿	部	正一	10 番	佐	藤	昌夫
13 番	島	田	幸男	14 番	田	村	昭一
15 番	佐	藤	裕介	17 番	佐	藤	健吉
18 番	大	倉	毅	19 番	富	樫	与志栄
20 番	富	樫	あゆみ				

2. 欠席委員は次のとおりである。

4 番	高	橋	大亮	8 番	稲	葉	浩之
11 番	板	垣	栄一	12 番	船	山	寛
16 番	加	藤	孝平				

3. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付について
議案第3号 職員の任免について
そ の 他

4. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 高 橋
事務局 副参事 園 部
事務局 主査 田 島
神林支所産業建設課課長補佐 東

高橋局長

それでは、ただいまから第33回村上市農業委員会総会のほうを開催いたします。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は5名、議席番号4番、高橋

大亮委員、議席番号8番、稲葉浩之委員、議席番号11番、板垣栄一委員、議席番号12番、船山寛委員、議席番号16番、加藤孝平委員です。よって、本日の出席委員は15名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席がありますので、本日の総会は成立いたします。

また、本日は農地利用最適化推進委員との合同会議です。推進委員の方にもご出席をいただいております。本日の欠席の推進委員は3名であります。議席番号2番、鈴木雅之委員、議席番号4番、東海林善雄委員、議席番号11番、本間俊樹委員となります。

また、本日配付の議案第3号で説明をいたしますが、次期の農業委員会事務局長の予定者であります神林支所産業建設課、東課長補佐にも同席をいただいておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、開会に際しまして会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

石山会長

挨拶(略)

高橋局長

ありがとうございました。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いをいたします。

石山会長

それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。議長にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、第33回村上市農業委員会総会議事録署名委員には、議席番号9番、阿部委員、議席番号10番、佐藤委員のお二方をお願いいたします。

(両委員了承)

石山会長

日程4の報告。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

園部副参事

それでは、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願につきましてご説明をいたします。

1ページを御覧ください。番号1番、申請人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇ほか3筆、申請の事由につきましては、申請地は30年以上耕作しておらず、〇〇〇〇の3筆は山林化しており、〇〇〇〇の1筆は雑種化しております。このため、農地への復帰は困難な状

況でございます。

(位置説明省略)

以上で説明を終わります。

石山会長

ただいまの説明についてご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、日程5の議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

園部副参事

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましてご説明をいたします。

3ページを御覧ください。今月は、使用貸借が1件、賃貸借が9件、売買が5件、合わせて15件でございます。

それでは、番号1番から使用貸借による権利の設定でございます。番号1番、貸人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積1,356平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、期間は10年間、改良区費は借人負担でございます。

続きまして、2番からは賃借権の設定でございます。番号2番、貸人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、借人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積513平米、契約の種別、賃借権の設定、期間は3年間、賃料10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は貸人負担でございます。

以降、5ページ、番号10番までが賃借権の設定でございます。

続きまして、番号11番からは売買案件となります。番号11番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、畑1筆、地積2,193平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

こちらの10アールのほうが金額のほうが高いということがございますので、簡単に説明をさせていただきます。譲受人が以前より基盤法で使用貸借で借りていた土地でございます。譲受人の隣の土地であったことから、前々から売ってほしいということで相談をしていたんですが、その当時は売ってもらえなかったということでございます。数年がたちまして、再度譲渡人に相談したところ、売買が決まったものでございます。現在も畑として借りており、10アール当たりにすると〇〇〇〇円ということでございますが、どうしても売ってほしいという気持ちもあり、この金額としたということでございます。

続きまして、番号12番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇ほか1名、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田4筆、地積合計8,098平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇

〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。番号13番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田2筆、地積合計1,959平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、番号14番、譲渡人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積1,340平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。番号15番、譲渡人、新潟市〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人、東京都〇〇〇〇、〇〇〇〇、地目、田1筆、地積276平米、契約の種別、所有権の移転、売買、対価〇〇〇〇円、10アール当たり〇〇〇〇円でございます。

こちらのほうにつきましても、東京都の方が買われるということでございまして、その内容のほうを説明をさせていただきます。譲渡人である〇〇〇〇さんは、もともと〇〇〇〇の出身でございます。現在は新潟市に住んでおり、度々帰ってきては実家と実家裏にある申請地の草刈り等の保全管理をしておりましたが、〇〇〇〇さんも年齢がいったため、実家と申請地を売りに出したいということで考えていたところ、譲受人が売りたいということから、住所までは移さないということですが、実家とその隣の畑をさせていただいて、今後も定期的に帰ってきて畑だの自己保全管理をしていきたいということで申請のほうが上がってきたものでございます。

理由につきましては以上でございます。

(位置説明省略)

以上で場所の説明を終わります。

説明しました15件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

石山会長

今ほど説明のあった議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問ある方。

(発言する者なし)

石山会長

特にないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

園部副参事

それでは、13ページを御覧ください。議案第2号 農用地利用集積等促進計画に関する意見書の交付につきましてご説明をいたします。

今月は、使用貸借の設定が8件、賃貸借の設定が53件、合わせて61件でございます。

それでは、番号1番から使用貸借の設定でございます。番号1番、出し手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、受け手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田ほか6筆、地積合計9,588平米、利用権等の種別、使用貸借による権利の設定、期間は10年間、改良区費は借人負担でございます。

以降14ページ、番号8番までが使用貸借の設定でございます。

続きまして、15ページ、番号9番からは賃借権の設定でございます。番号9番、出し手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、受け手、村上市〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の表示、〇〇〇〇、地目、田ほか1筆、地積合計4,633平米、利用権等の種別、賃借権の設定、期間は10年間、借り賃、10アール当たり〇〇〇〇円、改良区費は借人負担でございます。

以降28ページ、番号61番までが賃借権の設定でございます。

以上で説明を終わります。

石山会長

議案第2号については、私が議事に参与できませんので、佐藤農地調整部会長にお願いし、交代いたします。どうかお願いします。

(1番 石山 章君退席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、会長に代わりまして進行させていただきますが、まず最初に申請番号8番、〇〇〇〇〇と関係ありますので、関係の方は斎藤委員と富樫委員、一緒に退席をお願いします。

(7番 斎藤 博君、19番 富樫与志栄君退席)

佐藤委員(農地調整部会長)

それでは、関係する方がほかにもおられましたんで、番号8番と59番について、〇〇〇〇の関係の方には退席していただきました。

この8番、59番について、皆さんから質疑等ございましたらお願いいたします。

(なしの声あり)

佐藤委員(農地調整部会長)

ありませんの声をありますので、今申し上げました8番、59番につきましては意見がないということと決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

佐藤委員（農地調整部会長）

それでは、決定させていただきます。

（7番 斎藤 博君、19番 富樫与志栄君着席）

佐藤委員（農地調整部会長）

それから、申請番号49番についても関係者がございますので、退席どうぞお願いしたいと思いますが。

（5番 遠山和孝君退席）

佐藤委員（農地調整部会長）

それでは、49番について質疑を行いたいと思います。ご意見、ご質問のある方、ございますか。

（なしの声あり）

佐藤委員（農地調整部会長）

ありませんとの声ですので、49番について意見なしとすることで決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

佐藤委員（農地調整部会長）

それでは、異議なしと認めまして、49番については意見なしとすることに決定いたします。

（5番 遠山和孝君着席）

佐藤委員（農地調整部会長）

今の49番、8番、59番につきましては、意見なしということで承認されましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、8番、59番、49番を除きまして質疑に入りますが、ご意見、ご質問のある方ございますか。

○9番（阿部正一君）

9番、阿部です。ちょっとお聞きしたいんですけど、1番の案件ですけれども、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんで、これ下のほうにあるのが耕作面積ですよね、2,254。それで、全部新規だということでここでは書かれておりますけれども、7筆で9,588、これは面積、ある面積より多く貸すということなんですか。どういう意味なんでしょうか。

園部副参事

こちらのほうの1番の名前の〇〇〇〇さんの下に書いてある面積は、自分が経営している面積ということでございますので、この9,588というのは抜いてからの面積でございます。

○9番（阿部正一君）

意味分かりません。

園部副参事

すみません、新規のほうにつきましては、新規というふうに書いておりますが、今までずっと借りてはいたんですが、その契約の期限を過ぎて、また再度更新したと。更新なんですけども、こちらのほうの種別としては新規というふうに書かせていただいております。

○9番（阿部正一君）

じゃ、そういうような内容を説明しねば分からねえということ。そのために説明しているんだろう。聞かれるまでもないことだ。じゃ、新規と更新で、期限切れとかなんとかも書いておく必要があるんじゃないか。議案をこういうふうに出しているということだけでやっている大変なことになると思うよ。

園部副参事

分かりました。

○9番（阿部正一君）

質問して悪かったども、本当にこういうのが、出てくるわけだ、死亡したりして。こういうものの説明してこそ会議だ。

園部副参事

承知しました。説明の際は気をつけて説明をさせていただきます。

（何事か声あり）

園部副参事

すみません、説明の仕方が悪くてすみませんが、貸し借りしていて期限が一旦その月で切れたんですが、それで間が空いてまた契約をしたということで新規という形に書かせていただいたということです。

○9番（阿部正一君）

何で間が空いた。

園部副参事

申請がなかったということで。半年前から機構のほうから期限が切れますよということで手紙のほう出しているんです。出してはいるんですが、それでそのまま連絡いただければ契約切れる前に更新をするんですが、それが忙しかったのか分かりませんが、ひだまりさんのほうでそういう話合いがなかったということで、期限が過ぎてしまったということでございます。

○9番（阿部正一君）

いつまでが期限だった。

園部副参事

すみません、その期限までは、ちょっとこちらのほうで今手持ちのほうで資料がございませんで。

○9番（阿部正一君）

資料ございませんって、だってそういう内容なんか分かるわけだねか。事務局は。

園部副参事

分かりました。ちょっとお時間いただいて……

○9番（阿部正一君）

理由があってやったのか、それとも完全に忘れたのか、相手方がまだ決まらなかったんだか、いろいろ理由はあるだろうけども、その辺でやっぱり地元だから考えるわけだから、問題あるならあったなりに。

園部副参事

少し時間いただいてお答えさせてもらってよろしいでしょうか。

佐藤委員（農地調整部会長）

阿部さん、それでいいか。今調べてくるから、もうちょっと待ってくれる。

○9番（阿部正一君）

はい。

佐藤委員（農地調整部会長）

今の質疑のほかに何か皆さんのほうからご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思いますが。ありますか。

（発言する者なし）

佐藤委員（農地調整部会長）

阿部委員、これについては後で報告という形で……

○9番（阿部正一君）

いいですよ。

佐藤委員（農地調整部会長）

いいですか。

それでは、ほかにはないようですので、1番から61番について、今意見いただいた8番、59番、49番を除きまして残りのものについて意見なしと、そういうことで決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

佐藤委員（農地調整部会長）

異議なしと認め、1番から61番について意見なしとすることで決定いたします。

（1番 石山 章君着席）

佐藤委員（農地調整部会長）

会長、番号1番から61番について、意見なしとすることで決定いたしました。

なお、質疑の1点だけ、今事務局で内容調査に行っていて、それは一緒に審議してもいい

いということで、意見なしとしてもいいということで質問者から了解いただきました。

石山会長

ありがとうございました。

それでは次に、議案第3号 職員の任命についてを議題といたします。

局長から説明してください。

高橋局長

それでは、本日お配りいたしました議案第3号 職員の任命について、お手元のほうを御覧いただけますでしょうか。一応職員の辞令が、内示の部分につきましては先週公開されました。それに基づきまして、免ずる職員と任命する職員ということでご説明いたします。

1番、免ずる職員。局長、高橋雄大、令和8年3月31日付となります。続きまして、副参事、園部裕昭、同様に3月31日付になります。

2番目、任命する職員、局長、東敏之、令和8年4月1日付です。続きまして、主事、小野夏音、令和8年4月1日付でございます。

3番目の兼務を解く職員となります。現農林水産課主査、増子宗徳。続きまして、朝日支所産業建設課副参事、岩澤雄一。山北支所産業建設課課長補佐、加藤権治郎。山北支所産業建設課主査、齋藤昇。

めくっていただきまして、4番目になります。兼務を命ずる職員、ここは4月1日からになりますが、今度、農林水産課から、4月から農業政策推進課という名称に変わります。農業政策推進課の主任、小田みずほ。続きまして、農業政策推進課主事、齋藤香菜。続きまして、朝日支所産業建設課副参事、園部裕昭。山北支所産業建設課係長、平方健。山北支所産業建設課主査、板垣敦志。

以上になります。一覧表をその次のページにもつけておきましたので、今度4月から新たな体制となりますので、よろしくお願いいたします。

石山会長

議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

石山会長

ないようでありますので、議案第3号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

石山会長

異議なしと認め、議案第3号 職員の任命については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

先ほど議案第2号に質問があったそうですので、それについて副参事から説明願います。

園部副参事

失礼しました。こちらの〇〇〇〇、〇〇〇〇様につきましては、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの10年間ということでございました。1か月間……

(何事か声あり)

園部副参事

平成28年の4月1日から令和8年の3月31日までの10年間ということだったんですが、今回は1か月更新がちょっと遅れてしまったということで、5月1日から10年間ということで、1か月間空いてしまったために新規という形にさせていただいたというものでございます。

○9番(阿部正一君)

これ出てきたのはいつなの。

園部副参事

電話のほうに来ておりまして、それでその電話のほうに従ってこの月から受付をさせていただきますということで。

○9番(阿部正一君)

いや、今出したということは、間に合うならそれはいいんだけど。

園部副参事

いや、その時期的には間に合わなかったもので、この期間にさせていただいたというものでございます。

○9番(阿部正一君)

大体まだ5月からすればこの次も5月だよな。

園部副参事

そうですね。またその辺は契約の際にもう少し早めにさせていただくような形でお話のほうさせていただければと思うんですが。

○9番(阿部正一君)

そういうのは、今年のうちにちゃんとそういうのしておかなければ、この次困ると思う。

園部副参事

はい。

○9番(阿部正一君)

やっぱりそれは、これは全部新規なんであれば、ここだけでも直しておけば可能なわけだ。

園部副参事

この書き方がちょっと、すみません、申し訳なくて、更新、再設定か新規かというところで、うちのほうの書き方としましては、今ほど言いましたように更新が切れて1か月間を過ぎた場合

はもう新規というふうに書かせていただいたので、そこだけはご了承願いたいというふうに思っております。

○9番（阿部正一君）

それはいいけども、その説明のどこ、可能ではないかということだ。3月31日であればまだ間に合うわけだ。3月31日までなら4月1日から間に合うわけだ。間に合うんなら新規でないわけだ。そうすれば、ここを出てくるわけだ、面積も。

園部副参事

県の公告が過ぎるので。その更新の時期といいましょうか、その辺の県の公告等の関係もありまして、それで先月来たからすぐ今月に間に合わせるというわけではないということでございます。

高橋局長

おおむね3か月ぐらい前のときで締め切ってしまうんです、けつが31であったとしても。そこから受け付けてという手続になるので、公社とどうしても絡むと、前にもご説明したように、5か月、6か月手続かかるという部分があって、最終的に公告した日からになるものですから、やっぱり受け付けてから5か月ぐらいかかる。だから、本当は3か月ぐらい前にちゃんとしてもらってれば、そのつながりでというふうなことになるんですけど。

○9番（阿部正一君）

だから、それは分かるけど、なぜ更新の3か月前で、もう過ぎたんであれば、我々トラブルだか何かあって遅れたんじゃないかって感じるわけだ、地元だと。それをやっぱり聞いておかなければ駄目なわけだから、ただここで県の関係で3か月前だとか、免許の更新でないわけだ。それやっぱり何かできるんであれば、すれば更新になるわけだし、新規じゃないわけだから、何か受けるほうも問題ないみたいだし、出すほうも問題ないし、そう思った。

石山会長

今阿部委員の質問内容も把握できましたし、実は私もこの件について、副参事、局長に、継続でしょう、新規でないでしょう、実質は継続だけど、申請そのものは新規だって、それちょっとおかしいんでないのという話は以前していました。今までのかつての基盤強化法であれば、期限が切れる前に農業委員、推進委員が出し手なり、受け手のほうに直接持って行って、契約切れますので、更新願いますというようなことをやっていたけれど、今、中間管理機構になると期限切れても農業委員会は一切来ません。直接借りている人、貸している人のほうに通知行って、期限切れるので、手続を再設定するならお願いしますというようなことになっているんで、ただ私も非常に疑問に思っているのが、阿部さんと一緒に中間管理機構、今まで1か月、2か月できていたやつが4か月、5か月もかかるって、そもそもおかしいでしょう。だから、私も公社の理事もやらせていただいていますので、この辺についてもやっぱりスピーディーにできるようなこと

ないのか、実態と書類、本来であれば一緒にしなければならないものが、おかしいんじゃないかというようなことを何度か、その辺手続上の問題で、それでも1か月早くしたんですよ、公社のほうでも。1か月早くなってもまだ4か月、5か月かかるって。売買の場合なんかは6か月もかかるわけでしょう。だから、今日の3条のやつでも、えっ、何これ、管理機構出せば譲渡税免除されるのに、3条で何でやらないんだ、相手がやっぱり意識的に調達を急ぐというような、そういう事情もあったというけど、やっぱりこの辺についてはもっとスピーディーにやるような方法も含めて検討させていただきますし、また農業委員会のほうでできることについては、また事務局で対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。よろしいですか。

○9番（阿部正一君）

農家のためなんだから、いいような方向に進めないと農業委員会何の意味もないと思うんです。だから、代行してやるとか、直接電話ですとか、やっぱりそういうことで対応しないとだから期間何ぼだったからこういうふうになりましたって機械的にやっては、説明のときもそういうのは出てこないわけだ。だから、ちゃんとその辺は説明して、こういうわけだったんだということ聞かせてもらわないと、何か2人の間であったんじゃないかということで勘ぐってしまう。そうすれば、貸手だ、借手だ、やっぱり相對のものは困ってくると思うんだ。一番困るのは当事者だから。

以上でございます。すみません。

石山会長

じゃ、そのようなことで対応させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、2号議案の阿部さんの質問については、阿部委員、よろしいですか。

○9番（阿部正一君）

はい。

石山会長

それでは、一応議案としては終わりましたんで、議案としてその他に、皆さん方、取り上げていただきたいことありましたら。

（発言する者なし）

石山会長

ないようでありますので、それでは議事については以上といたします。

10分間暫時休憩。

休憩 午後3時45分～午後3時55分

・協議、連絡事項ほか

時に午後 4 時40分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 8 年 3 月25日

村上市農業委員会
会 長

同議事録署名委員
委 員
委 員